

物価高対策

支援ガイドブック

北海道

2025.3.19 時点版

ガイドブックの最新版はこちら



<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/120239.html>

目次

第1章 事業を営まれている方々

| 事業 | ページ |
|-------------------------------------------|-----|
| 1. 中小企業・小規模事業者の方々 | |
| (1) 特別高圧電力利用事業者緊急支援金 | 3 |
| (2) 人材確保緊急支援事業 | 4 |
| (3) 中小・小規模企業デジタル技術導入等緊急支援事業 | 5 |
| (4) 中小企業総合振興資金【通年支援】 | 6～9 |
| (5) 中小・小規模企業生産性向上人材育成事業【通年支援】 | 10 |
| 2. 交通・観光事業を営まれている方々 | |
| (1) 地域公共交通事業者・運送事業者臨時支援事業 | 11 |
| (2) 観光関連事業者緊急支援事業 | 12 |
| 3. 医療・社会福祉施設等を営まれている方々 | |
| (1) 医療・介護・障がい施設等物価高騰及び食材料費支援金支給事業 | 13 |
| (2) 医療機関・社会福祉施設等物価高対策支援事業（公衆浴場分・児童福祉施設等分） | 14 |

第2章 道民の皆様

| 事業 | ページ |
|--------------------------|-----|
| (1) 北海道お米・牛乳子育て応援事業（第三弾） | 16 |
| (2) LPガス利用者緊急支援事業 | 17 |

第3章 相談窓口

| 事業 | ページ |
|-------------------|-----|
| (1) 経営・金融相談窓口 | 19 |
| (2) 働き方改革関連特別相談窓口 | 20 |

第1章

事業を営まれている方々

特別高圧電力利用事業者緊急支援金

北海道では、電気料金高騰の影響を受けている事業者のうち、道内で特別高圧電力を利用する中小企業者の電気料金の一部を支援します。
※特別高圧電力とは、大型商業施設や工業団地などの施設において受給電圧が7,000ボルト以上の電力のことをいいます。

対象事業所

道内で特別高圧電力を利用する中小企業者
(以下のいずれかを満たすこと。ただし、みなし大企業を除く。)

- ・特別高圧電力の受電契約を締結していること
- ・特別高圧電力を受電している施設内において電気を使用していること
(大型商業施設のテナント等)

支援期間・支援金額

令和6年(2024年)8月から9月利用分まで
:1kWhあたり2.0円
令和6年(2024年)10月利用分、令和7年(2025年)1月から2月利用分まで
:1kWhあたり1.3円
令和6年(2024年)8月から9月利用分まで
:1kWhあたり0.7円
※ただし、申請額合計の上限額は100万円となります。
なお、予算の範囲内での支給となるため、申請状況によっては支給額が減額となる場合がありますことをあらかじめご了承ください。

申請受付期間

郵送申請
令和7年(2025年)3月14日(金)～6月17日(火)
電子申請
新規申請
令和7年(2025年)3月26日(水)～6月17日(火)
継続申請
令和7年(2025年)4月7日(月)～6月17日(火)

【お問合せ先】

北海道特別高圧電力利用事業者緊急支援金事務局
コールセンター 011-500-9435

【受付時間 平日9:30～17:30】

専用ホームページ <https://tokubetsu-kouatsu-hkd2025.jp>



人手不足が深刻な道内事業者が、求職者を雇用し、対象職種に31日以上在職させた場合、道内事業者及び就労者双方に支援金等を支給します。

制度の内容等



| 区分 | 支援内容 | 募集数 |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 道内事業者 | 支援金 10万円 (+ 離職期間1年以上の方を雇用、または賃金額をR6.12月就労分から3.5%以上増額させた場合は、10万円を加算) ※要件を満たす方の雇入数に制限はありませんが、事業者への支給は1回限りです。 ※加算金は、二つの要件を満たしても10万円となります。 | 200社 |
| 就労者 | 奨励金 10万円(+ 移動費実費上限 10万円を加算) ※引越費用等は含みません。 | 300人 |

※勤務日の早い順で支給を決定します。奨励金、支援金及び支援加算金は**予算の範囲内で支給**するため、**申請が予算を超えた場合は、申請いたしても奨励金、支援金及び支援加算金は支給いたしません。**
 ※同一の勤務日で予算残額を超える申請があった場合、予算上限に達するまで電子くじによる選定を実施します。

対象職種 (第5回改定厚生労働省編職業分類による)

「008建築・土木・測量技術者」、「023看護師、准看護師」、「024医療技術者」、「028保健医療関係助手」、「029保育士、幼稚園教員」、「048営業の職業」、「049福祉・介護の専門的職業」、「050施設介護の職業」、「051訪問介護の職業」、「055飲食物調理の職業」、「056接客・給仕の職業」、「058その他のサービスの職業」、「059警備員」、「071製品製造・加工処理工(金属製品)」、「072製品製造・加工処理工(食料品等)」、「075機械整備・修理工」、「083貨物自動車運転の職業」、「084バス運転の職業」、「085乗用車運転の職業」、「089施設機械設備操作・建設機械運転の職業」、「090建設躯体工事の職業」、「091建設の職業(建設躯体工事の職業を除く)」、「092土木の職業」、「094電気・通信工事の職業」

対象者 **※申請期限は勤務初日から2ヶ月以内です**

| | |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 道内事業者 | ○道内に本店若しくは主たる事務所又は事業所を有する法人又は個人であって、下記の者を雇用した事業者 |
| 就労者 | ○離職期間が1ヶ月以上あり、対象職種に就労し、令和7年3月1日から同年6月30日までに、労働時間が週20時間以上かつ31日以上の上在職実績がある方 ※18歳未満又は新卒者の方、在留資格が技能実習の方、就労が認められていない外国籍の方は対象となりません。 |

問い合わせ先

「人材確保支援事業」コールセンター TEL 050-3613-3016
 E-mail jinzaikakuho2025@athuman.com
 受付時間 月～金(10:30～19:00)、土(10:00～17:00)
 ※日曜・祝日や受付時間外はメールで受付し、後日回答いたします。

北海道 経済部 労働政策局
 産業人材課 人材確保支援係
 TEL 011-251-3896



※制度の詳細は道庁HPから支給要綱をご確認ください。

中小・小規模企業デジタル技術導入等緊急支援事業

エネルギー価格高止まり等の影響を受けている道内中小・小規模企業等の生産性向上等を図るため、デジタル技術導入による経営改善の取組を支援します。

制度概要

補助対象

| | | |
|-------|---------------------------------------|--------|
| 対象事業者 | 中小・小規模企業者等※1 | |
| 申請区分 | 通常枠 | 賃上げ枠※2 |
| 補助率 | 1/2以内 | 3/4以内 |
| 補助上限額 | 200万円 | 300万円 |
| 対象経費 | 機械装置・システム等費、クラウド使用料、借料、委託費、外注費、その他の経費 | |

※1 道内に本店(個人事業主は住所)を有する事業者及び道内に主たる事務所または事業所を有するNPO法人が対象

※2 下記のいずれかを満たす対象事業者が申請可能

- ①申請日までの間に、従業員の平均賃金を2024年(令和6年)12月時点と比較して3.5%以上引上げ
- ②事業完了日までの間に、従業員の平均賃金を2024年(令和6年)12月時点と比較して3.5%以上引上げ

申請方法

郵送申請または電子申請

○申請書や必要書類は専用ホームページに掲載されている申請の手引きをご確認ください。

事業スケジュール

○募集期間: 令和7年(2025年)3月19日(水)~5月19日(月)

事業の詳細は専用ホームページをご確認ください。

【お問合せ先】

デジタル技術導入補助金2025事務局

TEL: 011-351-6424 (受付時間: 平日9:00~17:30)

専用ホームページ <https://digital-support2025-hokkaido.jp/>



中小企業総合振興資金（1 / 4） （中小企業者向け融資）

原材料の価格高騰など経営環境の変化により経営に影響を受けている中小企業者の皆様の経営安定を図るため、次の融資制度をご用意しました。

- 経営環境変化対応貸付【認定企業】
- 業績向上応援貸付
- 経営環境変化対応貸付
- 経営環境変化対応貸付【原料等高騰】

1. 経営環境変化対応貸付【認定企業】

| | |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 制 度 名 | 中小企業総合振興資金 経済環境変化対応資金 経営環境変化対応貸付【認定企業】 |
| 融 資 対 象 者 | (1) 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等 (2) 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等 |
| 資 金 使 途 | 事業資金（道制度融資の借換に要する資金を含む） |
| 融 資 金 額 | 2億円以内 |
| 融 資 期 間 | 10年以内（うち据置3年以内） |
| 融 資 利 率 | 《固定金利》 5年以内 年1.1% 10年以内 年1.3% 《変動金利》 年1.1% （融資期間が3年を超えるものに限る） |
| 担保及び償還方法 | 取扱金融機関の定めるところによります |
| 信 用 保 証 | すべて信用保証協会の保証付きとします |
| 保 証 料 率 | （セーフティネット保証4号の場合）0.68～0.7% （セーフティネット保証5号の場合）0.58～0.6% |

中小企業総合振興資金（2/4） （中小企業者向け融資）

2. 業績向上応援貸付

| | |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 制 度 名 | 中小企業総合振興資金 経済環境変化対応資金 業績向上応援貸付 |
| 融 資 対 象 者 | 北海道信用保証協会の「業績向上応援保証(※)」の対象となる中小企業者等 (※)「業績向上応援保証」は、経営改善の取組による業績伸長に伴う前向き資金、経営改善途上ながら効果が顕在化するまでの資金繰りを支える資金などの幅広いニーズに対して迅速に対応するための新たな保証制度です。 |
| 資 金 使 途 | 事業資金 |
| 融 資 金 額 | 3,000万円以内 |
| 融 資 期 間 | 10年以内（うち据置2年以内） |
| 融 資 利 率 | 《固定金利》 5年以内 年1.1% 10年以内 年1.3% 《変動金利》 年1.1% (融資期間が3年を超えるものに限る) |
| 担保及び償還方法 | 取扱金融機関の定めるところによります |
| 信 用 保 証 | すべて信用保証協会の保証付き（業績向上応援保証）とします |
| 保 証 料 率 | 経営状況に応じ年0.40%~1.71% ※通常の保証料率から10%割引された料率となります。 |
| 取 扱 期 間 | 令和7年4月1日~令和8年3月31日 |

中小企業総合振興資金（3／4） （中小企業者向け融資）

3. 経営環境変化対応貸付・経営環境変化対応貸付【原料等高騰】

| 制 度 名 | 経営環境変化対応貸付 | 原料等高騰 |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 融 資 対 象 者 | 1.最近3か月の売上高（生産高）が前年同期に比べ5%以上減少している方 2.最近3か月の売上高（生産高）が前年同期に比べ減少しており、かつ、前年度の売上高（生産高）が前々年度の売上高（生産高）に比べ減少している方 3.前年度における純利益額又は売上高経常利益率が前々年度に比べ減少している方 4.最近3か月の売上高経常利益率が前年同期に比べ減少している方 | 1.原料等価格の高騰の影響により、最近3か月の売上高に対する「売上原価」又は「販売費及び一般管理費」の割合（売上原価率等）が前年同期に比べ増加している方 2.原料等価格の高騰の影響により、原則として最近1か月の売上原価率等が前年同期に比べ増加し、かつ、その後2か月を含む3か月の売上原価率等が前年同期に比べ増加する見込みの方 3.原料等価格の高騰の影響を受けており、省エネルギーに資する施設や新エネルギー等を使用する施設又は環境への負荷を軽減する施設等を導入する方 |
| 資 金 使 途 | 事業資金 | 1・2：運転資金 3：設備資金 |
| 融 資 金 額 | 5,000万円以内 | 1億円以内 |
| 融 資 期 間 | 10年以内（うち据置期間2年以内） | |
| 融 資 利 率 | 【固定金利】年1.2%～1.8% （融資期間によって異なります） 【変動金利】年1.2% （融資期間が3年を超える場合選択可） | 【固定金利】年1.1%～1.3% （融資期間によって異なります） 【変動金利】年1.1% （融資期間が3年を超える場合選択可） |
| 担 保 及 び 償 還 方 法 | 取扱金融機関の定めるところによります | |
| 信 用 保 証 | 必要により信用保証協会の保証に付することがあります | |

※次項で「申込方法」、「取扱金融機関」について掲載しております。

中小企業総合振興資金（4／4） （中小企業者向け融資）

申込方法

借入を希望する場合は、所定の「融資あっせん申込書」に必要事項を記載し、次の書類を添えて商工会議所・商工会へお申込みください。

なお、認定企業、業績向上応援貸付を利用される方については、金融機関への「直接申込み」が可能となっています。

【お申込みに必要な添付書類】

- 決算書2期分
※2期分の決算又は申告が終了していない方は、提出可能な決算書等及び直近の試算表
- 商業登記簿謄本又は登記事項証明書（法人の場合）
- 見積書又は契約書（必要に応じ提出）
- 「特定中小企業者」であることの市町村長の認定を受けた場合は認定書
- 道が定める調書

（注）金融機関及び保証協会において、融資（保証）審査上、別途書類が必要となる場合があります。

※ 中小企業等協同組合及び同構成員企業は、北海道中小企業団体中央会への申込みも可。

※（公財）北海道中小企業総合支援センターの支援制度を利用する方は、同センターへの申込みも可。

取扱金融機関

北海道銀行、北洋銀行、信用金庫、信用組合、道外本店銀行・農林中央金庫・商工組合中央金庫の道内支店、JA北海道信連

【お問合せ先】

北海道経済部地域経済局中小企業課

TEL：011-204-5346

または各（総合）振興局の相談窓口まで（P19ご参照）

【借入金の返済が負担となっている事業者のみなさまへ】

道では、このたび借入金の返済が負担となっている事業者のみなさまに役立つ情報を掲載したWebページを開設しました。

Webページでは、返済条件の変更ができることなどを紹介しております。是非ご覧ください。

⇒詳しくはこちら(北海道ホームページ)

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/119439.html>



中小・小規模企業生産性向上人材育成事業費

中小・小規模企業の生産性向上を図るため、省エネ・省力化に資する人材の育成を支援します。

制度概要

【支援対象者】

道内中小・小規模企業の経営者及び従業員

【事業内容】

1 生産性向上スクール

(1) セミナー開催

経営者や従業員を対象に、事例の紹介など、省エネや省力化を通じた生産性向上に向けたセミナーを開催

(2) ワークショップ実施

課題の共有、課題解決に向けた取組の検討、実践等を行うグループワークをサービス産業を中心に業種毎に実施

(業種例: 飲食、小売、卸売。宿泊など)

2 人材育成コーチングの実施

省エネ・省力化による生産性向上に向け、外部コーチによる経営スキルや従業員のスキルアップのためのコーチングを実施(1事業者につき3回程度を想定)

※令和7年6月以降実施予定

【お問合せ先】

北海道経済部地域経済局中小企業課経営支援係
TEL : 011-204-5331

地域公共交通事業者・運送事業者臨時支援事業

物価高の影響を受けている交通事業者や運送事業者に対し、事業継続に向けて臨時的に支援します。

制度概要

1. 地域公共交通事業者等臨時支援事業

| | |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象事業者 | 乗合バス事業者、貸切バス事業者、タクシー事業者(福祉輸送事業限定含む) |
| 補助対象経費 | <p><u>車両維持に対する支援金</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○乗合バス事業者 乗合旅客運送事業の実施に必要なバス車両の維持経費(20千円/台) ○貸切バス事業者 貸切旅客運送事業の実施に必要なバス車両の維持経費(20千円/台) ○タクシー事業者(福祉輸送事業限定含む) 乗用旅客運送事業の実施に必要なタクシー車両の維持経費(13千円/台) <p><u>燃料費高騰に対する支援金</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○乗合バス事業者 乗合旅客運送事業の実施に必要なバス車両に係る燃料費(57千円/台) ○貸切バス事業者 貸切旅客運送事業の実施に必要なバス車両に係る燃料費(30千円/台) <p>※令和6年10月末日時点の保有車両であり、かつ、現に運行の用に供している車両が対象 ※車両維持及び燃料費高騰について、1事業者あたりそれぞれ100台が上限</p> |
| 補助率 | 定額 |

2. 運送事業者臨時支援事業

| | |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象事業者 | 運送事業者 |
| 補助対象経費 | <p><u>車両維持に対する支援金</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業用自動車(被けん引車除く) 一般貨物自動車運送事業の実施に必要な事業用自動車の維持経費(14千円/台) ○被けん引車 一般貨物自動車運送事業の実施に必要な被けん引車の維持経費(6千円/台) <p>※霊きゆう運送及び一般廃棄物運送の用途限定の車両は除く ※道内に本社を有する者に限る ※令和6年10月末日時点の保有車両であり、かつ、現に運行の用に供している車両が対象 ※1事業者あたりそれぞれ100台が上限</p> |
| 補助率 | 定額 |

※申請期間は対象事業によって異なるため、詳細については下記のお問合せ先にご確認ください。

【お問合せ先】

北海道総合政策部交通政策局交通企画課

- 地域公共交通事業者等臨時支援事業に関すること…地域交通係 (TEL : 011-204-5163)
- 運送事業者臨時支援事業に関すること……………物流班 (TEL : 011-204-5796)

観光関連事業者緊急支援事業 ～どうみんおでかけプレゼントキャンペーン～

道民に向けた割引やサービスを提供する観光関連事業者の取組に対し、道民の利用時に抽選キャンペーンを実施し、道民の観光需要を喚起します。

制度概要

どうみんおでかけプレゼントキャンペーンにご参加いただける観光事業者の方を募集します。

- 実施期間：2025年3月25日（火）～7月21日（火）予定
- 内容：観光事業者の方が提供する道民限定の対象プランの利用者に、抽選でプレゼントが当たるキャンペーン。
 プレゼント：デジタルギフト 1,000円分 抽選で20,000名様
 北海道グルメカタログギフト 6,000円分×5,000名様
 ※参加事業者様は、条件を満たした利用者に抽選券（二次元バーコード）をお渡しいただき、利用者がスマートフォン等を使って抽選します。
 ※抽選券、告知用B2ポスター、A4チラシ、三角柱POPが送付されます。
 ※参加施設はキャンペーンポータルサイトに掲載されます。
- 対象事業者：旅行意欲を喚起するような道民向け割引やサービスを実施する観光関連事業者（例）旅館業事業者、旅行業事業者、北海道認定アウトドアガイドが所属する体験事業者、索道事業者等。
 ※飲食・物販のみの事業者は対象外
 ※3月からの参加が必須条件ではございませんのでお申込みいただいたタイミングに応じて、告知物の発送及びポータルサイトへの掲載を行います。
- 対象プランについて
 道民の皆様にとって魅力あるプラン設定のご協力を
 お願いいたします
 ※料金設定は1,000円(税込み)以上にてお願いします。
 (例) ・宿泊料金〇〇%割引・朝食無料サービス
 ・お部屋のグレードアップ・スパご利用無料
 ・館内利用券〇〇円分サービス
 ・体験メニュー〇〇円引き・レンタル料無料等
- お申込方法
 フォームよりお申し込みください。
<https://form.run/@doumin-odekake-entry>
 ※申込後のスケジュール

| 申込 | 告知物 | サイト掲載 |
|--------|--------|--------|
| 3/27まで | 4/14予定 | 4/15予定 |
| 4/14まで | 4/25予定 | 4/30予定 |
| 4/15以降 | 随時 | 随時 |

おでかけDOですか?

どうみん限定

どうみんおでかけ

プレゼントキャンペーン

DOしたい! GOしたい!

対象期間 2025 3/25(火) - 7/21(月・祝)

※チェックイン日または体験実施日
ポータルサイト(3/18公開)
<https://doumin-odekake.pref.hokkaido.lg.jp/>

【お問合せ先】

問い合わせ先 どうみん向けおでかけ応援事業事務局（事業者窓口）
 TEL：070-8928-5989 / FAX：011-232-5064 / e-mail: dou_odekake@visithkd.or.jp
 営業時間：9：00～17：30 ※土日祝日はお休み
 お申込みフォーム <https://form.run/@doumin-odekake-entry>

お申し込みフォーム



ポータルサイト



医療・介護・障がい施設等物価高騰及び食材料費支援金支給事業

物価高騰の影響を受けている医療機関や介護・障がい施設などの負担軽減を図るため、光熱費等及び食材料費高騰分に対し支援金を支給します。

事業概要

■支援金の額

1 物価高騰支援金(光熱費等)

- ①病院 9,500円×病床数
- ②有床診療所(医科・歯科) 125,000円
- ③無床診療所(医科・歯科) 34,000円
- ④薬局、訪問看護事業所、助産所、施術所 17,000円
- ⑤居宅サービス(訪問系、相談系) 17,000円
- ⑥通所サービス、日中活動系サービス 3,800円×定員数
- ⑦入所、居住系サービス 6,650円×定員数

2 食材料費支援金

- ①病院、有床診療所 5,406円×病床数(休床を除く)
- ②通所サービス、日中活動系サービス 1,802円×定員数
- ③入所、居住系サービス 5,406円×定員数

■支給対象者

- ①保険医療機関(病院、有床・無床診療所)、保険薬局、指定訪問看護事業所、助産所、施術所
- ②道内の指定介護サービス事業所、軽費老人ホーム、ケアハウス、養護老人ホーム
- ③道内の指定障害福祉サービス事業所、指定障害児通所支援事業所、障害者支援施設、障害児入所施設、指定一般・特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業

※詳細は、道HPを確認願います。

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/iyk/bukkakoutou_iryuu.html



■支給要件

- ①基準日(令和7年1月1日)現在において、保険医療機関(指定を受けている介護保険(障害福祉)サービス事業所等)であり、開設していること。
- ②申請日時点において、廃止・休止していないこと。
- ③食材料費支援金については、基準日時点において、患者及び利用者へ食事提供を行っていること。また、病院・有床診療所においては、休床の届出をしている病床や入院患者の受入れをしていない病床を除くこと。
- ④施術所については、令和7年1月1日現在において、北海道厚生局に「療養費の受領委任の取扱いに係る申出書」又は「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任に関する申し出」を届出し、受理されていること。また、同一住所で施術所を複数開設している場合の支給額は、17,000円となります。

■申請について

【委託先】

申請及び支払いに関する業務を北海道国民健康保険団体連合会に委託しております。

【申請書の送付について】

支給対象施設に対し、交付申請書を直送します。発送予定日:3月31日

【申請書の提出について】

交付申請書が届きましたら、内容確認の上、同封の返信用封筒を使用し、北海道国民健康保険団体連合会あて郵送してください。

【申請受付期間】

令和7年4月1日(火)から4月30日(水)まで

【お問合せ先】

北海道保健福祉部

医療推進局医務薬務課(医療施設関係)

TEL:011-204-5993

健康安全局地域保健課(歯科関係)

TEL:011-204-5767

福祉局高齢者保健福祉課(介護施設関係)

TEL:011-204-5935

障がい者保健福祉課(障がい福祉施設関係)

TEL:011-204-5075

子ども政策局子ども家庭支援課(障がい児施設関係)

TEL:011-206-8269

医療機関・社会福祉施設等物価高対策支援事業（公衆浴場分・児童福祉施設等分）

物価高の影響を受けている公衆浴場や児童福祉施設などの負担軽減を図るため、光熱費等高騰分に対し支援金を支給します。

事業概要

■ 支援金の額及び支援対象者

(1) 17,000円 公衆浴場

(2) 3,800円 × 定員数

私立の認可保育所、認定こども園(幼稚園型を除く)、認可外保育施設(居宅訪問型を除く)、民設民営の放課後児童クラブ

(3) 6,650円 × 定員数

私立の児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所(I型及びII型)

※詳細は、道HPを確認願います。

保育所等分：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/160341.html>



■ 支給要件

- ・基準日(児童福祉施設等:令和6年10月1日、公衆浴場:令和7年1月1日)現在において、開設していること。
- ・申請日時点において、廃止・休止していないこと。

■ 申請について

【申請書の送付について】

○公衆浴場分

道より対象施設に対し、4月以降に交付申請書を送付します。

○児童福祉施設分

施設が所在する市町村から、対象施設に対し、4月1日以降に案内を行う予定です。

※札幌市、旭川市、函館市以外に所在する私立の認可外保育施設(居宅訪問型を除く)及び(3)に記載の対象施設については、施設が所在する区域を所管する各(総合)振興局保健環境部社会福祉課から案内します。

【申請書の提出について】

○公衆浴場分

交付申請書が届きましたら、内容確認の上、記載されている提出先へ郵送してください。

○児童福祉施設分

施設が所在する区域を所管する各(総合)振興局保健環境部社会福祉課宛て支援金申請書兼請求書を提出してください。

※札幌市、旭川市、函館市に施設が所在する場合は、各市児童福祉所管課宛て提出してください。

【申請受付期間】

○公衆浴場分

令和7年4月～7月頃を予定しています。

○児童福祉施設分

令和7年4月1日(火)から4月30日(水)頃までを予定しています。

【お問合せ先】

北海道保健福祉部

健康安全局食品衛生課(公衆浴場)

TEL:011-204-5260

子ども政策局子ども政策企画課(保育所等)

TEL:011-206-6442

子ども家庭支援課(児童養護)

TEL:011-206-8297

第2章 道民の皆様

【北海道お米・牛乳子育て応援事業(第三弾)】 (物価高対策特別支援事業)

お米をはじめ、食料費などの物価高の影響を受けている子育て世帯の支援や道産品の振興を図るため、下記の対象児童がいる道内の世帯に商品券等を支給します。

事業概要

■対象児童

平成18年4月2日から令和7年6月1日までに生まれたお子様 ※今春高校を卒業したお子様も対象

■支給対象及び申請手続者

申請日において次のいずれかに該当

| | 支給対象 | 申請手続者 |
|---|-----------------------------|----------------|
| 1 | 道内で対象児童と同居している世帯 | 対象児童と同居する保護者 |
| 2 | 道内で対象児童だけで構成する世帯 | 対象児童又は道内在住の保護者 |
| 3 | 保護者は道内に在住し、道外で対象児童だけで構成する世帯 | 道内在住の保護者 |

※「世帯」とは、住居及び生計を共にする方の集まり、又は、独立して住居を維持・若しくは独立して生計を営む単身者

※「保護者」とは、父母、義父母、未成年後見人、施設の長、里親等、対象児童を現に監護する方

■支給品

支給対象の世帯ごとに、次のいずれかを1つ選択 ※1世帯あたり1回限り

- A.商品券 おこめ(ギフト)券4,840円分、牛乳贈答券400円分(計5,240円分)
※お米の価格の高騰を踏まえ、前回(第二弾)からお米券の割合を増やしました。
- B.電子クーポン 北海道産の「米」と「牛乳」を購入できる電子クーポン5,240円分
(利用期限:令和7年9月30日(火)まで)
- C.北海道米 ななつぼし5.5kg×1袋 5,240円相当(送料込み)

■申請期間

令和7年4月4日(金)午前9時から6月30日(月)まで ※郵送の場合は当日消印有効

■確認書類

申請書に記載された全員分の「氏名」、「生年月日」、「現住所」の全てが確認できる書類の写しが必要

※住民票、マイナンバーカード(表面のみ)、母子健康手帳(表紙と住所が記載されたページ)、
運転免許証(表裏)、健康保険証(住所が裏面に記載されている場合:表裏)、等

※ただし、第二弾の支給品を受給した世帯は、事前に事務局から固有の二次元コード等を示したDM
(はがき等)を送ることにより、住所や家族構成に変更がなければ簡易申請とする。

■申請方法

電子申請 又は 郵送申請

※送料がかからず、問い合わせや書類の追加提出などがスムーズな電子申請を推奨します。

【お問合せ先】

北海道お米・牛乳子育て応援事業事務局
TEL: 011-350-8680 [9:00~17:00]
<https://hkd2025kosodate-ouen.jp>



LPガス利用者緊急支援事業（令和7年1臨補正分）

LPガス利用者の負担軽減を図るため、LPガス販売事業者が実施する料金値引き（1契約あたり最大2,000円（税別））を支援します。
※支援にあたっては、販売事業者からの申請が必要です。

制度概要

【支援対象者】

LPガス利用者

（LPガス又はコミュニティーガスを生活の用途等に使用している道内の消費者）

※下記の消費者等は対象外です。

- ・国又は地方公共団体により管理等が行われている施設
- ・高圧ガス保安法の工業用消費者
- ・液石法の質量販売消費者

【支援額】

令和7年3月から6月検針分の利用料金から、1契約あたり最大2,000円（税別）を値引きします。

※値引きは期間中の合計で最大2,000円（税別）となります。請求額などによっては、複数月に分割して値引きする場合があります。

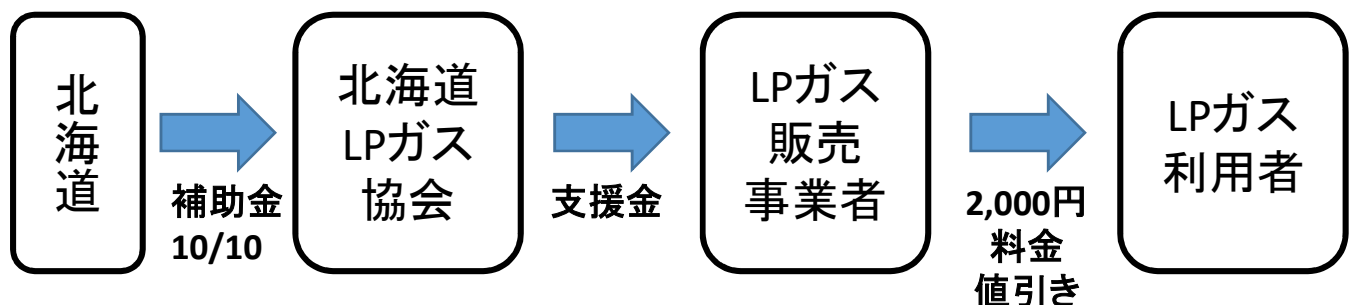
※値引きの実施時期については、ご契約の販売事業者にお問い合わせください。

【支援方法】

北海道LPガス協会、LPガス販売事業者を通じて値引きが実施されます。

値引きの手続きについては、LPガス販売事業者が行いますので、利用者の皆様の手続きは必要ありません。

※ご契約の販売事業者が本事業に申請している必要があります。



【お問合せ先】

北海道LPガス補助金センター

TEL：0120-576-440

（9：00～17：00 土日・祝日を除く）

第3章 相談窓口

経営・金融相談窓口

経営・金融特別相談室

| 区分 | 相談窓口 | 窓口時間 | 連絡先 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|---------------|-----------------|
| 経営・金融 特別相談室 以下二次元コード からもご確認いた だけます  | 北海道経済部中小企業課 | 平日：8:45～17:30 | 電話：011-204-5346 |
| | 空知総合振興局商工労働観光課 | | 電話：0126-20-0061 |
| | 石狩振興局商工労働観光課 | | 電話：011-204-5827 |
| | 後志総合振興局商工労働観光課 | | 電話：0136-23-1362 |
| | 後志総合振興局小樽商工労働事務所 | | 電話：0134-22-5525 |
| | 胆振総合振興局商工労働観光課 | | 電話：0143-24-9589 |
| | 日高振興局商工労働観光課 | | 電話：0146-22-9281 |
| | 渡島総合振興局商工労働観光課 | | 電話：0138-47-9459 |
| | 檜山振興局商工労働観光課 | | 電話：0139-52-6641 |
| | 上川総合振興局商工労働観光課 | | 電話：0166-46-5940 |
| | 留萌振興局商工労働観光課 | | 電話：0164-42-8440 |
| | 宗谷総合振興局商工労働観光課 | | 電話：0162-33-2925 |
| | オホーツク総合振興局商工労働観光課 | | 電話：0152-41-0636 |
| | 十勝総合振興局商工労働観光課 | | 電話：0155-27-8537 |
| | 釧路総合振興局商工労働観光課 | | 電話：0154-43-9181 |
| 根室振興局商工労働観光課 | 電話：0153-24-5619 | | |

働き方改革関連 特別相談窓口

のご案内

道では、働き方改革をはじめとする労働に関する相談に対応する窓口を各(総合)振興局等に設置しています。

対応者 **社会保険労務士**

国が設置する「北海道働き方改革推進支援センター」の専門家

相談料：**無料**

相談方法

| 相談場所 | 実施方法 | 相談日時 | 申込方法 |
|---------------|----------------------|----------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 各振興局で | 対面による相談 | 各振興局が指定する日の 10:00~16:00 | 事前予約制 相談をご希望の日の1週間前を目処に 最寄りの振興局へ お問い合わせ下さい。 |
| 会社または 自宅から | オンライン 対面による 相談 | 北海道働き方改革推進 支援センター受付時間 9:00~17:00 (土日・祝除く) | |

※なお、当日のお電話やご来庁によるご相談には道の職員が、随時対応いたします。

従業員からの育休の取得希望が上がったが、制度がよくわかりません。必要な対応や使える助成金について教えてください。

テレワークを導入したいのですが、社内規定の作成や労務管理の方法がわかりません。

人材の確保に向けて、年休の取得促進などの働き方改革を進めたいです。自社にあった働き方改革のアドバイスをください。

物価高対策 支援ガイドブック
2025.3.19時点版

発行 北 海 道
編集 北海道経済部経済企画局経済企画課
電話 (011) 204-5308
F A X (011) 232-1104
